

○令和7年度埋設除草剤の掘削処理に関する調査業務

評価項目一覧（提案要求事項）

	評価項目	評価基準	評価区分	得点配分			提案書 頁番号
				合計	基礎点	加点	
調査業務の実施方針等							
○ 〃	調査内容の妥当性、独創性	仕様書記載の調査内容についてすべて提案されているか 偏った内容の調査になっていないか	必須	10	10	—	
		仕様書に示した内容以外の独自の提案がされているか		10	—	10	
○ 〃	調査方法の妥当性、独創性	課題の抽出・分析手法は妥当なものであるか 調査項目・調査手法が明確であるか	必須	10	10	—	
		調査手法、分析手法に事業成果を高めるための工夫がみられるか		10	—	10	
○ 〃	作業計画の妥当性、効率性	手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか	必須	5	5	—	
		事業成果の達成のために、日程、作業手順等が効率的であるか		5	—	5	
組織の経験・能力							
	類似調査業務の経験	過去に同様の調査を最低1回は実施しているか		5	—	5	
		過去に同様の調査を豊富に実施しているか		5	—	5	
	組織としての調査実施能力	事業が遂行可能な人員の確保がなされているか 事業を行う上で適切な財政基盤、経理処理能力を有しているか	必須	3	3	—	
		幅広い知見・ネットワークを持っているか 優れた情報収集能力を持っているか		5	—	5	
	調査業務に当たっての管理・バックアップ体制	円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれているか 管理者の経験や知見はあるか		2	—	2	
業務従事者の経験・能力							
	類似調査業務の経験	過去に同様の調査を実施しているか 過去に委員会を運営した経験があるか		3	—	3	
	調査内容に関する専門知識・適格性	調査内容に関する知識・知見を持っているか 調査内容に関する人的ネットワークを持っているか	必須	2	2	—	
				5	—	5	
	業務歴、資格、学歴等	業務を遂行する上で、有効な資格等を持っているか		5	—	5	
ワーク・ライフ・バランス等の推進							
	ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、以下((1)～(3))の法令に基づく認定を受けているか		5	—	5	
		(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定 ・プラチナえるぼし 5点 ※1 ・えるぼし3段階目 4点 ※2 ・えるぼし2段階目 3点 ※2 ・えるぼし1段階目 2点 ※2 ・行動計画 1点 ※3 ※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※3 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業者に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ・プラチナくるみん認定企業 4点 ・くるみん認定企業（新基準） 3点 ※4 ・くるみん認定企業（旧基準） 2点 ※5 ※4 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準に基づく認定 ※5 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の認定基準又は同令附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定 (3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定 ・ユースエール認定 4点 ※6 (1)～(3)のうち複数の認定等に該当する場合は、最も配点の高い区分により加点を行う。					

	賃上げを実施する企業						
	賃上げの実施を表明した企業等	賃上げを実施する企業として、表明をしているか。		5	一	5	
			合計	100	30	70	

(注)

表中○印を付した項目は、価格と同等に評価できない項目。なお、価格と同等に評価できない項目は評価項目の小項目ごとに設定

評価項目一覧（添付資料）

資料項目	資料内容	提案の要否	提案書 頁番号
実施体制及び担当者略歴	本調達履行のための体制図	必 須	
会社としての実績	各業務担当者の略歴	必 須	
	本領域における実績	任 意	
	ワーク・ライフ・バランス等の推進	任 意	
賃上げの実施を表明した企業等	「従業員への賃金引上げ計画の表明書」	任 意	